

令和 3 年 12 月

遊佐町農業委員会第 9 回総会議事録

1. 開催日程 令和 3 年 12 月 23 日（木） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室

3. 会議に付した議案

- | | |
|---------|--|
| 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 2 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について |
| 報告事項 3 | 賃借料の変更通知の受理について |
| 報告事項 4 | 農地法第 3 条の規定による使用貸借期間延長について |
| 議第 23 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について |
| 議第 24 号 | 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について |
| 議第 25 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について |
| 議第 26 号 | 遊佐農業振興地域整備計画の変更について |

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|------|----|------|----|-------|----|------|
| 1 | 齋藤勝広 | 2 | 三浦祐輝 | | | 4 | 高橋敬 |
| 5 | 小松正志 | 6 | 今野忠勝 | 7 | 小野寺一博 | | |
| 9 | 鈴木一弥 | 10 | 榊原一男 | 11 | 高橋正樹 | 12 | 大谷進一 |
| 13 | 石垣建 | 14 | 鈴木寿一 | 15 | 伊原ひとみ | 16 | 佐藤充 |

5. 欠席委員 (2 名)

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|------|----|----|----|----|
| 3 | 荒生あや子 | 8 | 菅原幸男 | | | | |

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

| 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | |

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

| 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | |

8. 事務局出席者 (3 名)

渡会和裕事務局長、菅原恵里係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

| | |
|------------|--|
| 事務局 | <p>遊佐町農業委員会 12 月の定例会を開催いたします。 はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 10 番榊原一男委員 | <p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員は 2 名、委員 16 名中 14 名が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 以上報告を終わります。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p> |
| 佐藤会長 | <p>お忙しい中、大変ご苦勞様です。もう一週間程度で今年も終わりに近づいております。</p> <p>今年を春から振り返ってみますと、正月が明けてドカ雪があり、かなり予算も無くなり補正予算が追加されたということがありました。今年は降らなければいいなと思います。それから県では春先に霜注意報が出るなどで沢山の農産物及び果樹関係への被害がありました。</p> <p>国会議員も日本各地で被害が多く出ましたから、今日の農業新聞にヒーターなど助成金を出して活用してほしいというようなことが掲載されました。来年度は買う人が多いのではないかと考えています。</p> <p>7 月頃には雨で日本国中大災害がありました。そのような中で山形県の稲刈りに関しては大した災害・被害も無く、作況指数が 104、反収が 624 kg 程と全国 1 位でよかったものの、新型コロナウイルス感染症の影響で米の在庫が余ってきている状況となっています。</p> <p>15 万トンは国で何とかしようとなっていますが、来年度も余る状況なので減反調整等が気になるのですが、遊佐町では 39.8%、天童市では 44.5%と山形県は若干ではありますが下がっているようであります。しかし、来年度は 2~3%程度は増えるであろうと町から報告を受けております。だんだん厳しい状況となっておりますが、国が補助金を上げると言っています。しかし、やっていることと言っていることが逆のように感じています。因みに、昨日山形県で会議があり賃借料のことも挙がりました。だいたい 12,000 円~15,000 円ですが、特に山形の会長の話では、15,000 円で統一するということでした。その理由としては、米の価格は下がっていますが、土地改良区の賦課金等が以外と高いので、価格を下げるわけにはいかないし、安定を図れるということで、うちは 15,000 円だと言っていました。そのとおりかなと思います。遊佐町では JA と協力して議会でもでしたが、10 アール当たり 2,200 円の補助金を組合員に支払うことが決まったようです。但し、開発米・つや姫・加工用米・飼料用米を除く米、主にはえぬきだと思えますが、大体金額としては 1,500 万円位だと思えます。少しでも貰えれば有難いと思っております。</p> <p>それから、県でタブレットを農業委員会ですべて使ってくださいと昨日言われました。山形県では 182 台を導入して農業委員会ですべて活用してもらいたい、本当は全体として 280 台位必要だと考えているようで、予算はどのように組むのかその辺りが心配ですが、農業委員会ですべて活用してもらいたいのだそうです。</p> <p>因みに庄内町では、タブレットを使って現地調査や荒廃農地調査等を行</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>い塩梅がいいと聞いております。市町村で事務局を通して要望があったら検討しましょうということですので、タブレットのことも検討していかねばならないと思っています。</p> <p>それでは本総会の案件慎重審議の方よろしく申し上げます。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 4 番高橋敬委員、5 番小松正志委員に申し上げます。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>初めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局係長 | (報告事項、朗読説明) |
| 議長 | <p>事務局より詳細補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局 | <p>説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 7 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>補足説明資料は 1 ページからご覧ください。</p> <p>番号 47 土地は、計 6 筆、3,668.00 m²</p> <p>番号 48 土地は、計 19 筆、26,966.00 m²</p> <p>番号 49 土地は、計 8 筆、22,341.00 m²</p> <p>番号 50 から 52 については、届出人はすべて同一人です。それぞれ別の被相続人から相続したため、番号が 3 つに分かれております。</p> <p>番号 50 土地は、計 2 筆、157.00 m²</p> <p>番号 51 土地は、計 3 筆、5,509.00 m²</p> <p>番号 52 土地は、184.00 m²、一筆のみ。</p> <p>最後に、</p> <p>番号 53 土地は、619.00 m²、一筆のみ。</p> <p>以上 7 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、</p> <p>報告事項 2. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知受理のみで足りる内容となっております。どちらも農地中間管理機構を介した契約の解約です。</p> <p>個別に説明します。</p> <p>番号 27-1、27-2 土地は、2,045.00 m²、一筆のみ。</p> <p>借人に所有権移転するため、契約を解約するものです。</p> <p>所有権移転については、議第 25 号 (1) 番号 18 で説明します。</p> <p>解約により、過去に所有者に交付されていた経営転換協力金 5 万円が返還となりますが、了承の上で解約に同意されております。</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>続きまして、 番号 28-1、28-2 土地は、計 7 筆、6,370.19 m² これまで法人の構成員として耕作していた方が耕作できなくなり、第三者へ利用権設定を行うこととなったため、契約を解約するものです。 新たな契約の内容については、議第 25 号 (2) 番号 62 で説明します。 またこの件については機構集積協力金の交付はなしのため、解約によって返還は生じないことを申し添えます。</p> <p>続きまして、 報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について、説明します。 番号 226-1、226-2 土地は、計 3 筆、11,261.00 m²。 農地中間管理機構を介した契約です。 貸人、借人の集落は同一集落です。 単価を 15,000 円から 17,000 円へ変更します。 理由については、これまで 17,000 円で契約していると思われていたそうで、本人たちの認識していた金額に訂正する、ということで届出がありました。</p> <p>最後に、 報告事項 4. 農地法第 3 条の規定による使用貸借権期間延長について、説明します。 通常であれば同一人と再設定ということで「更新」とするところですが、借人の経営面積が 3,000 m²を下回るため更新することができず、期間延長で対応するものです。原因としては借人が法人構成員であり、農地中間管理機構に田をすべて貸付していることがあります。 ちなみに貸人は農業者年金の受給者ではありませんので、期間延長をしなくても影響は特にございませんが、本人方の希望により届出となりました。</p> <p>番号 2 計 4 筆、1,358.00 m² 10 年間期間を延長します。 報告事項の詳細説明については以上です。</p> |
| 議長 | <p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、高橋副委員長より報告をお願いします。 (11 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 11 番高橋正樹委員 | <p>12 月 17 日に、第 2 会議室で委員 7 名中 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 23 号から第 25 号について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、議第 23 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する。)</p> |
| 事務局係長 | <p>(議案書、朗読説明)</p> |
| 議長 | <p>事務局より詳細説明願います。 (事務局員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局 | <p>補足説明申し上げます。審査基準書は 1 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件については、該当しない</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>と考えます。</p> <p>番号4 土地は、795.00 m²、一筆のみ。 贈与による所有権移転です。 贈与は譲渡人の希望によるものです。 現地調査は菅原委員に依頼しておりました。</p> <p>17日の調整委員会で報告を受けております。申請地にはハウスが建っており、そこではウレイが作付けされていることを確認した。また、残りの土地については草刈がされ綺麗な状態が保たれている。所有者の父が亡くなった10年ほど前から譲受人の家で管理していたと聞いていて、贈与は所有者側の希望によるものとのことだった。譲受人として何ら問題はない、とのことです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは質疑にはいります。</p> <p>ただ今の議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第23号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第24号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する。)</p> |
| 事務局係長 | (議案書、朗読説明) |
| 議長 | それでは、詳細説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>補足説明申し上げます。審査基準書は2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号5のみ新規に設定ですが、これは世帯の中で経営移譲があったことにより借人が代わったため、このように記載しております。実質は前回同様の再設定ですので、現地調査等は依頼しておりません。</p> <p>すべて貸人が経営移譲年金を受給するため、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>番号10から12については、借人が近隣市町村でも農業経営を行っておりますので、その分も含めた経営面積を議案書に記載しております。</p> <p>それでは詳細について、個別に説明します。</p> <p>番号5 土地は、計19筆、17,730.00 m²。 期間は20年です。 先ほども説明しましたが、母から子へ農業経営の経営主が代わったため、「新規に設定」と記載しております。</p> <p>番号6 土地は、計12筆、14,522.00 m²。 期間は10年です。</p> <p>番号7 土地は、計36筆、47,247.00 m²。 期間は20年です。</p> <p>番号8 土地は、計11筆、36,346.00 m²、 期間は20年です。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>番号9 土地は、計30筆、32,084.00㎡。 期間は20年です。 番号10以降は隣の市の方々です。 番号10 土地は、計3筆、10,150.00㎡。 期間は20年です。 番号11 土地は、1,000.00㎡、一筆のみ。 期間は10年です。 最後に 番号12 計5筆、16,559.00㎡。 期間は10年です。 事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。 その他（何か）ご意見等ございますか。 （質問・意見なし）</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議第24号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 （事務局係長が挙手し、議長が指名する。）</p> |
| 事務局係長 | （議案書・朗読説明） |
| 議長 | <p>それでは、詳細説明お願いいたします。 （事務局が挙手し、議長が指名する。）</p> |
| 事務局 | <p>補足説明申し上げます。審査基準書は3ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1) 所有権移転は1件、 (2) 利用権設定は新規設定が2件、再設定が13件 となっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別に説明します。 (1) 所有権移転について 番号18 2,045.00㎡、一筆のみ。 金額は総額500,000円の、売買による所有権移転です。 売買は譲渡人の希望によるものです。 申請地については所有者に、経営転換協力金50,000円が交付されております。今回売買するために中間管理機構との契約を解約するため、協力金は返還することとなりますが、所有者からの了承は得ております。 現地調査については売買の調整にもかかわっていただいた、高橋正樹委員に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。</p> |

所有権移転についての説明は以上です。

続きまして、

(2) 利用権設定について

個別に説明します。

番号 54 から 61 は同一人と再設定です。

番号 54 土地は、計 16 筆、48,607.57 m²。

期間は 10 年、単価は 13,000 円です。

番号 55 土地は、5,053.00 m²、一筆のみ。

期間は 5 年、米 480 kg の物納です。

番号 56 土地は、計 7 筆、13,594.00 m²。

期間は 1 年、単価は家ノ後が 0 円、その他は 17,000 円です。

期間が 1 年の理由ですが、同居世帯の後継者に経営移譲を考えているためとのことで、先日後継者の方が経営移譲の相談にいらっしゃいました。令和 4 年中には、手続きを行う予定です。因みに貸人は農業者年金の受給権者ではありませんので、農業者年金の手続きはございません。

続きまして、

番号 57 土地は、計 13 筆、38,064.00 m²。

期間は 5 年、単価は 17,000 円です。

続きまして、

番号 58 から 61 の借人は、同一人です。

期間はすべて 3 年、単価は 15,000 円です。

番号 58 土地は、計 2 筆、1,693.00 m²。

番号 59 土地は、1,295.00 m²、一筆のみ。

番号 60 土地は、計 5 筆、12,349.00 m²。

番号 61 土地は、計 3 筆、6,341.00 m²。

続きまして

番号 62 は新規に設定です。これまでは他の借人が耕作しておりましたが、耕作できなくなったということで今回の借人が新たに借受けるものです。

期間が年単位ではありませんが、今回の借人が契約している第三者の土地の更新時期に合わせたため、このように設定しております。

番号 62 土地は、計 7 筆、6,370.19 m²。

単価は 15,000 円、期間は 4 年 2 カ月です。

続きまして、

番号 63 から 68 の借人は同一人です。賃借料単価に下線があるものは、水利費込みという表示です。期間はすべて 10 年となります。番号 65 のみ新規に設定ですが、これまで相対だったものを正式に契約するというので今回申請がありました。

個別に説明します。

番号 63 土地は、2,531.00 m²、一筆のみ。

単価は水利費込みの 20,000 円です。

番号 64 計 3 筆、1,689.00 m²。

当該土地については土地改良区の範囲内で水利費が賦課されております。土地改良区の希望で、この件については借人の口座から水利費の振替を行うということでしたので、この件については水利費込みの金額ではありません。ちなみに一部は水利費の賦課対象外の土地があります。

| | |
|------------|--|
| | <p>続きまして、 番号 65 土地は、計 5 筆、5,978.00 m²。 単価は記載のとおりです。 番号 66 土地は、計 10 筆、14,272.00 m²。 単価は記載の通りで、一部水利費の賦課対象外がありますが、そのほかの土地は対象地であるため水利費込みの金額となっております。 番号 67 土地は、計 5 筆、5,666.00 m²。 単価は記載のとおりです。 最後に、 番号 68 土地は、計 2 筆、2,827.00 m²。 単価は水利費込みで 20,000 円です。 事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、(1) 所有権移転についての番号 18 について、11 番高橋正樹委員より、現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 11 番高橋正樹委員 | <p>それでは報告いたします。審査基準書の 3 ページをご覧ください。 場所としては当該地域の小学校の山側となっております。以前、譲渡人、譲受人の両名から農業委員会に来てもらい話し合いをしましたがまとまらず、再度、農協が主体で譲受人にお願いし買ってもらうことになりました。今まで譲受人は委託を受けて田を作っていましたが、今日まで買う気がなく、しかし、農協から強く押された感じですが、価格は安いかもしれませんが田んぼの条件などを加味し、双方で決めたことですので仕方ないと思っております。 尚、譲受人は今まで通り米を作付けしていくと話していますので、何ら問題はないと思います。以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは初めに (2) 利用権設定について、の番号 63 から 68 について審議いたします。 この件については、14 番鈴木寿一委員に関することですので、鈴木寿一委員は一時退席願います。 (14 番鈴木寿一委員 一時退席) それでは、(2) 番号 63 から 68 について審議いたします。 質問・意見ありましたら、よろしく願います。 何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 25 号の (2) 番号 63 から 68 について、原案のとおり決定することに賛成は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。 鈴木委員は着席願います。 (14 番鈴木寿一委員 着席) それでは、(2) 番号 63 から 68 以外の案件を審議いたします。 何か質問・意見等がありましたら願います。 何かご意見等ございませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 25 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、の (2) 番号 63 から 68 以外の案件について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に議第 26 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する。)</p> |
| 事務局係長 | (議案書・朗読説明) |
| 議長 | <p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する。)</p> |
| 事務局 | <p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書は 7 ページから、補足説明資料は 3 ページからご覧ください。議案書の 25 ページに、意見依頼書を掲載しております。</p> <p>番号 1、農用地区域より除外しようとする土地は、計 2 筆、1,559.00 m² です。</p> <p>変更理由は既存太陽光発電施設の拡張のためです。</p> <p>申請地は、都市計画区域内、土地改良事業受益地外で、当該集落の西部に位置しております。既存太陽光発電施設の拡張のために農振除外したいということで申請されたものです。しかし、審査基準書の写真を見て分かる通り、当該地には既に太陽光発電施設が設置されており、現在違反転用状態であります。経緯について説明しますと、設置者は当初、当該土地を含まない範囲で施工を計画していましたが、当該土地の地権者から拡張について打診があり、増設することとしたそうです。当時の現況や地権者の話から農地としての認識はなく、平成 28 年に工事を施工し完了しました。その後、平成 30 年に所有権移転の手続きをしようとしたところ、地目が農地であることが判明したため、今回手続きを行うことになったものです。</p> <p>農振法第 13 条第 2 項では、農用地区域から除外する要件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他に代替する土地がないこと 2. 農地の集団化、作業の効率化等に影響を及ぼさないこと 3. 農地の利用集積に支障を及ぼさないこと 4. 農道・水路等の機能に支障を及ぼさないこと 5. 土地改良事業から 8 年以上経過していること <p>以上の全てに該当する必要があるが、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>番号 2、農用地区域より除外しようとする土地は、2,200.00 m² です。</p> <p>変更理由は熟成庫の増設のためです。</p> <p>申請地は、都市計画区域内、土地改良事業受益地内で、当該集落の北部に位置しております。隣接する蒸留所の附属施設として熟成庫 1 棟を建設するために農振除外したいということで申請されたものです。</p> <p>農振法第 13 条第 2 項の、農用地区域から除外する要件については、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>番号 3、農用地区域より除外しようとする土地は、計 21 筆、33,691.18 m² です。</p> <p>変更理由は遊佐パーキングエリアタウン整備のためです。</p> <p>申請地は、都市計画区域外、土地改良事業受益地内で、当該集落の東部に位置しております。現在国土交通省により日本海沿岸東北自動車道の整備事業が進められており、令和 8 年度までに山形秋田県境区間の全線が開通予定となっております。それに合わせて遊佐パーキングエリアタウンを整備するために農振除外したいということで申請されたものです。</p> <p>農振法第 13 条第 2 項の、農用地区域から除外する要件については、全て</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>17日に、高橋正樹部会長、大谷進一副部会長、佐藤充会長、小松正志部会員で現地調査を行っていただいておりますので、報告をお願いいたします。以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは11番高橋部会長より、番号1から3までの現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 11番高橋正樹委員 | <p>それでは、報告いたします。初めに番号1から、審査基準書の7ページ、8ページをご覧ください。</p> <p>場所は、採石跡地です。事務所の南側となっています。平成28年頃、土地の所有者から何の問題も無いところだと聞いて、信用してパネルを設置したそうです。ところが、後になって農地だったことを知ったそうです。それで県の方にも話をしており、現況のまま農業委員会で手続きをしないと言われたそうです。ですので、何ら問題は無いと思います。</p> <p>続いて、番号2について、審査基準書の9ページ、10ページをご覧ください。現在の工場面積の半分までは大丈夫ということで、建物が立ったとしても周りに悪い影響はないと思われることから問題はないと思われま</p> <p>す。先程、係長も言っていた通り、熟成庫を一棟建てるそうです。</p> <p>次に、番号3について、審査基準書の11ページ、12ページをご覧ください。高速道路ができると今の施設を素通りされる恐れがあることから、移転ということでこの場所を決めたそうです。鳥海山がよく見えるところを選んでもらい大変良かったと思います。従って何ら問題は無いと思われま</p> <p>す。以上です。</p> |
| 議長 | <p>次に、12番大谷進一副部会長より、同じく番号1から3までの現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 12番大谷進一委員 | <p>報告します。ただ今部会長の方から3件について問題無しと話しましたが、その通り問題無いと思います。特に1番のソーラーパネルについては、県が許可しているということで致し方ないと思います。農業委員会で許可をもらえればそのままいいということですのでよろしくお願</p> <p>いしたいと思います。</p> <p>番号3についても、部会長の話が合った通り問題無いと思います。以上です。</p> |
| 議長 | <p>次に、番号1と2について、5番小松正志委員より現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 5番小松正志委員 | <p>今、土地専門部会長、副部会長から話が合った通り、問題ないと思いま</p> <p>す。</p> |
| 議長 | <p>最後に私より3番について現地調査報告いたします。</p> |
| 16番佐藤充会長 | <p>土地専門部会長と副部会長からの話の通り、鳥海山も近く新施設にお客さんが入れればいいなと思います。ただ、田は小さくなりますが、支障はないのではないかと考えています。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の議案の事務局説明と現地調査委員からの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>(14番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する。)</p> |
| 14番鈴木寿一委員 | <p>番号1番の件ですが、以前にも似たような案件があったと思うのですが、</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>建物を建てたら勝ちみたいな感じでまたかと。</p> <p>私はあまり詳しくはないのですが、建物を建てる時に初めに土地の所有等詳細を調べてから建てるのではないのでしょうか。それとも持ち主が建ててもいいよといったらすぐ建てられるものなのか、そのところが良くわからないのですが。</p> |
| | (事務局が挙手し、議長が指名する。) |
| 事務局 | <p>本来は今、委員がおっしゃったように事前に調査すべきなのですが、設置業者では、現況も当時かなり荒れていたようで、地権者の方から農地とは聞いていなかったということで進めてしまったということでした。</p> <p>本来はおっしゃられた通り、事前に確認して許可を得てから建てなければならぬ案件ではあります。</p> |
| 14 番鈴木寿一委員 | <p>設置業者には、ますます注意してもらって、これからまず気を付けてもらいたいと思います。</p> |
| | (12 番大谷進一委員が挙手し、議長が指名する。) |
| 12 番大谷進一委員 | <p>補足しますと、もともと採石場跡地であったこともあり、まさか農地だとは思わなかったと。設置業者が言うには、最後には(地権者から)『ここは問題ない。』と言われたということです。</p> |
| 16 番佐藤充会長 | <p>ここは前に違反転用があったということで丁度私も行って建ててしまったけれど、もともと宅地だということで進めたというか、結構気にして建てて、そこで違反転用ってことになるのですが、綺麗に設置してしまったので、それをまた壊してというわけにもいかずしょうがないのではないかとということなのかなと思います。もともとここは採石場跡地で宅地と思って進めてしまったということで。原状復帰するのに壊してまでもというのは酷だろうということで、農業委員会で許可を出せばいいのではということになったのだと思います。もともと石とか様々あって田の状態にならないものだから、周りからも“あそこは田では無いのではないか”と言われていたし、農地と思っていなかった人がほとんどで、たまたま調べたら田だったと。しかし昔から荒らしていたので、かえてこの方が良かったのではないかなと。本当は駄目かもしれませんが、宅地と思ってやってしまったということなので本当は原状復帰をしなければならないのですが、そこまでする必要はないのではないかと、これだけ綺麗にしたのだからということでした。今回は許可を出すということでもいいのではないかと考えています。当時、一度県と現地を見たということもあったので。</p> |
| 議長 | <p>では、他に意見・質問のある人は挙手願います。</p> |
| | (13 番石垣建委員が挙手をして、議長が指名する) |
| 13 番石垣建委員 | <p>パーキングエリアの件で、疑問があるので質問します。補足説明資料の最後のページに配置計画図という色分けされた図が載っています。この色の着いた集落辺りは何年か前に大雨が降った時にこの周辺の田が冠水したということがあって海拔が低いのだろうと思っています。そういうところにパーキングエリアということで計画がされているのですが、実は(補足説明資料の)最後のページの図を見ると大型駐車場それから小型駐車場、道の駅の建物と多目的広場、このところに降った大雨、いわゆる雨水ですが、全部調整池に吸い取るということになっているのではないかと思います。溝で調整池に落とすか、盛り土をして高くなっているのだからそれに少し傾きをつけて雨水を調整池にということではないかと思います。ところが、</p> |

| | |
|------------|--|
| | 近年気候変動に伴う大雨がいつ降ってもおかしくない状態になっていて、この調整池で十分対応できない場合どうするのかと疑問に思っています。 |
| 16 番佐藤充会長 | 水路を作り調整池に溜まった水をうまく落としていくようにする計画だそうです。今までは、50年、100年に一回の大水でも大丈夫と言われていましたが、最近の気候変動による天候の変化は目まぐるしく、大丈夫と一概に言えなくなってきました。ただ、ここが溢れるなら、どこも溢れていると思うので、それに水が、(調整池に)溜まらないように検討するといっていたし、現地調査の際、農業委員会でもこの点は指摘し、排水路を作って(雨水を)流すという計画をしているようです。今後も農業委員会でこの点は懸念材料であることを伝えていきます。 |
| 議長 | では、時間も迫っておりますが、他にありませんか。 (小野寺一博委員が挙手し、議長が指名する) |
| 7 番小野寺一博委員 | 対象の土地はこの資料の青い部分でしょうか。最後の頁の図面を見ると道路関係はどうなっていますか？ |
| 11 番高橋正樹委員 | 道路はこの次ということで、今回は「道の駅」の部分だけということですか。 |
| 議長 | 先程の石垣委員の件は、農業委員からもこういう意見がでましたのでと要望していきます。 |
| 7 番小野寺一博委員 | 買取というか、その件で苦情とかはなかったですか。全てが税金対象になるので、国、県、町によって条件や対処が違うようなので、かなりもめたと聞こえてきたので。 |
| 事務局 | 事業認定の申請をする方向で進んでいるようですが、まだその辺は決まっていないうです。認定になれば、本人負担が控除になるという形になるようですが、まだ申請途中という感じでした。 |
| 議長 | 他にありませんか。 (質問・意見なし) それでは、無いようなので、ここで質疑を終了し採決いたします。議第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第26号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、変更事由相当との意見を遊佐町長に回答することに決定いたします。 これで予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) 無いようですので、これで12月の定例総会を閉会します。 ありがとうございました。 |